

# 資料編

## - 目 次 -

1	P F Iの概要.....	1
2	P F I年表.....	22
3	民間資金等活用事業推進委員会の経緯.....	24
4	関係省庁連絡会議、同幹事会の経緯.....	27
5	その他参考資料.....	29
6	図表目次.....	42

# 1 PFIの概要

PFIは、1992年<sup>1</sup>に英国において新しい公共調達的手法として誕生し、その行財政改革に重要な役割を果たしてきた。

我が国では、平成11(1999)年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。)の施行を契機に、その導入が開始された。

本章では、PFIの基本的な考え方、事業スキーム、制度、支援措置等の概要について整理する。

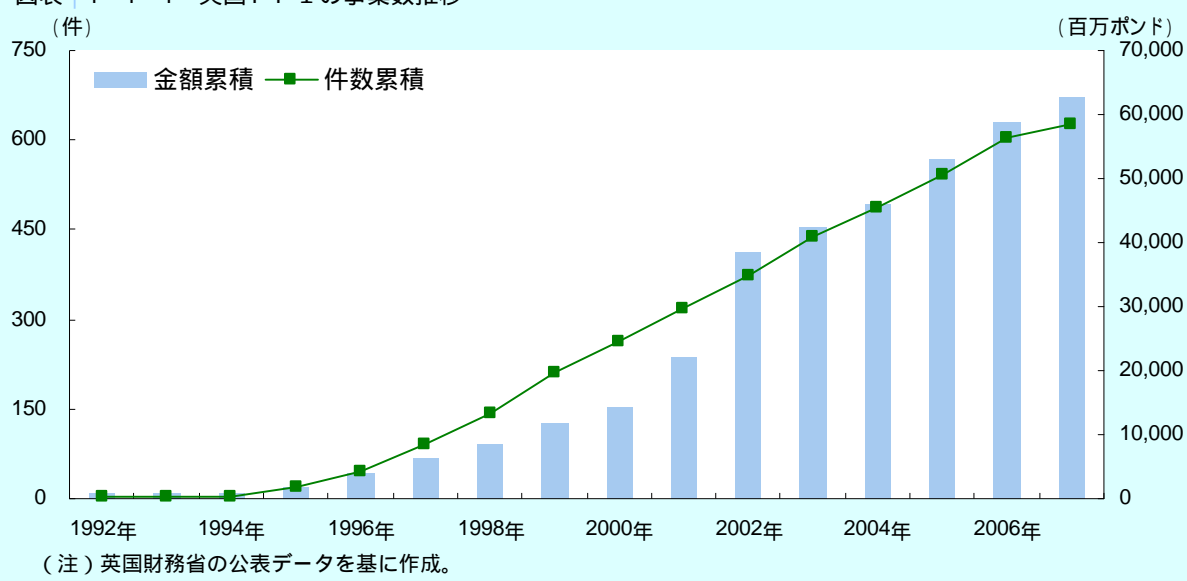
## 1-1 PFI導入の経緯

PFIは、英国において新しい公共調達的手法として誕生した。英国においては、1970年代後半に保守党のサッチャー政権が発足して以来、従来公共部門が担い手とされていた事業の民営化を図る等、「英国病」の克服、小さな政府の実現に向けて様々な施策がとられていた。

さらに、PFIが導入された1992年当時、英国は「欧州連合条約」(マーストリヒト条約)における通貨統合参加基準を満たすため、単年度の財政赤字を削減する必要にも迫られていた。このような環境のもと、保守党政権は、公共投資の水準維持と単年度の財政赤字の削減の両立を図るためにPFIの導入を積極的に推進したとされている。

その後、1997年の政権交代後の労働党政権でもPFIは引き継がれ、入札手続きの簡素化、標準契約書の整備等の改善が行われた。さらに、「地方自治(契約)法」が改正され、地方公共団体がPFIの契約主体となることが明確にされた。この前後から、PFI事業は飛躍的に増大している。

図表 1-1-1 英国PFIの事業数推移



<sup>1</sup> 1992年11月に下院で当時の財務大臣 Norman Lamont 氏によりなされた Autumn Statement で初めて表明された。

我が国では、平成 8 (1996) 年 10 月に、財政制度審議会財政構造改革特別部会海外調査報告の中で、財政再建の取組の一つとして英国の PFI が紹介され、その後、政府や自民党内で活発な検討が行われた。

その結果、我が国では、平成 11 (1999) 年 7 月に PFI 法が議員立法により成立し、同年 9 月に施行された。8 月には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議」(以下、「関係省庁連絡会議」という。) 第一回会合が開催されるとともに、総理府内政審議室に民間資金等活用事業推進室(以下、「PFI 推進室」という。その後、平成 13 (2001) 年の中央省庁再編に合わせ内閣府に移行。) が設置され、同年 10 月には同法に基づき民間資金等活用事業推進委員会(以下、「PFI 推進委員会」という。) が設置された。さらに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(以下、「基本方針」という。) 5 つのガイドラインの策定、その後の二度にわたる PFI 法の改正を経て、今日に至っている(図表 1 - 1 - 2)。

図表 | 1 - 1 - 2 PFI に関するこれまでの経緯

平成 11 (1999) 年	7 月	PFI 法成立
	8 月	総理府内政審議室に PFI 推進室設置 関係省庁連絡会議設置
	9 月	PFI 法施行
	10 月	PFI 推進委員会設置
平成 12 (2000) 年	3 月	PFI 法第 4 条に基づき内閣総理大臣が「基本方針」を策定・公表
平成 13 (2001) 年	1 月	中央省庁再編 (PFI 推進室が内閣府に移行) 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」 「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」
	7 月	「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」
	12 月	PFI 法改正法成立・施行 (一部改正)
平成 15 (2003) 年	6 月	「契約に関するガイドライン」 「モニタリングに関するガイドライン」
	6 月	「PFI 推進委員会中間報告 - PFI のさらなる展開に向けて - 」公表
平成 17 (2005) 年	8 月	PFI 法改正法成立・施行 (一部改正)
平成 19 (2007) 年	6 月	「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」の改定 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」の改定

## 1-2 PFIの基本的考え方

ここでは、PFIの基本的考え方として、PFIの目的・効果、PFIの特色及びPFIの対象施設等について解説する。

### 1-2-1 PFIの目的・効果

PFIの目的は、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な社会資本整備を図ることにある。

基本方針では、PFI事業の着実な実施は以下のような成果をもたらすものと期待されるとしている。

#### 国民に対する良好かつ低廉なサービスの提供

民間の資金、経営能力、技術力(ノウハウ)を活用し、官民の適切なリスク分担によって事業全体の効率的なリスク管理を達成するとともに、建設、維持管理、運営を一体的に扱うこと等による事業期間全体を通じた事業コストの削減をはかり、安価で質の高いサービスの提供をはかる。

#### 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

民間事業者にゆだねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、事業をできる限り民間にゆだねて実施することによって、財政資金の効率的利用と官民の適切なパートナーシップの形成をはかる。

#### 民間の事業機会の創出等による経済構造改革の推進

従来公共が担ってきた事業を民間にゆだねることにより民間の新たな事業機会を創出するとともに、プロジェクトファイナンス等新たな資金調達手法を取り入れることによる市場環境の整備等を通じて、経済構造改革を推進する。

### 1-2-2 PFIの主要な特色

PFIの主要な特色として、(1)一括発注(包括発注)、長期契約と性能発注、(2)「VFM」による評価、(3)官民間での適切な責任及びリスクの分担等が挙げられる。

我が国においては、(1)については、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン、(2)については、VFMに関するガイドライン、(3)については、PFI事業におけるリスク分担に関するガイドラインで、それぞれその留意事項が定められている。

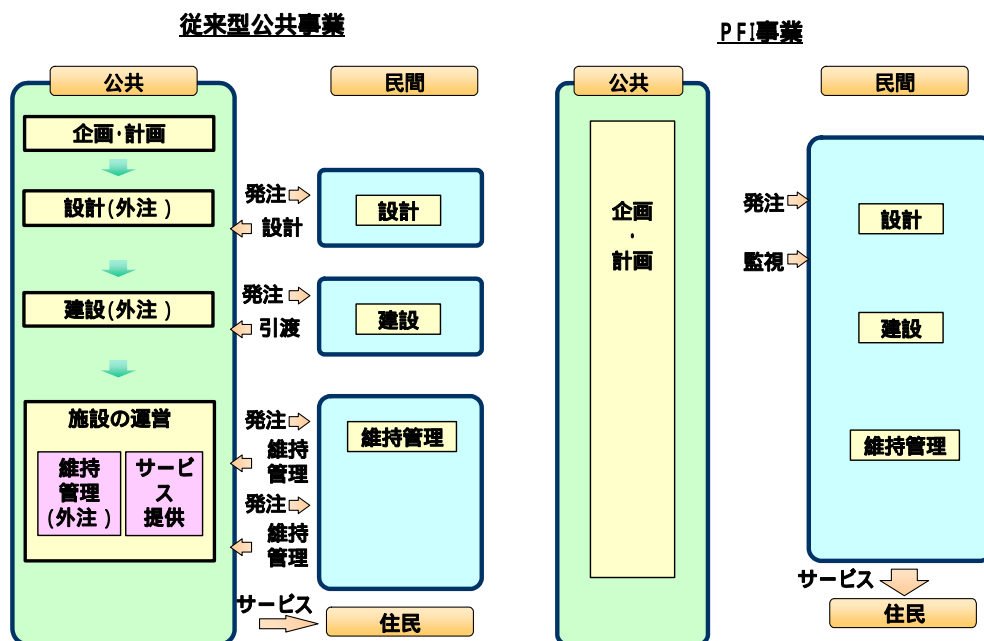
#### (1)一括発注(包括発注)、長期契約と性能発注

従来の公共事業では、設計、建設、維持管理、運営の各業務がそれぞれ分離・分割して発注されることが一般的であった。また、これらの業務が複数年度にわたる場合でも、発注は毎年度行われることが一般的であった。これに対し、PFIではこれらの業務が、包括的に、複数年度にわたる長期契約の形態で発注される。

また、従来の公共事業では、発注者である公共部門が策定する詳細な仕様に基づき発注されることが一般的であった。一方、PFI事業では、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方が採られている。

これらにより、PFI事業を実施するために選定された事業者(以下、「選定事業者」という。)が、公共部門から要求された水準の実現のために、複数の業務の相互の関連性や長期の事業期間を視野に入れた創意工夫を図ることが可能となる。さらに、経営能力の活用等による改善努力を行い、効率性を追求することによって、その対価として、高い収益性が得られるというインセンティブが付与される。

図表 | 1-2-1 PFI事業と従来手法の比較



## (2) VFM (Value for Money) による評価

PFIの導入にあたっては、「VFM」という概念、すなわち「支払いに対して、最も価値の高いサービスを提供する」という考え方が重視されることとなる。

基本方針においては、特定事業の選定において、特定事業が効率的かつ効果的に実施できることを基準とするが、その際はVFMがあること等を選定の基準とするとされている。具体的には、PFI事業で行う場合と従来方式で行う場合とを比較し、前者の方が、支払いに対して価値の高いサービスを提供すること等になれば、PFI事業で行う場合に「VFM」があることになり、選定の基準を満たすこととなる。

### Value for Money に関して - VFMに関するガイドラインより -

VFMとは、「支払い(Money)に対して、最も価値の高いサービス(Value)を提供する」という考え方のことである。VFMに関するガイドラインは、VFMの評価に当たり、同一の公共サービス水準の下で評価する場合と、公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合についてそれぞれ考え方を示している。同一の公共サービスの提供水準の下で評価する場合、VFMの評価は、公共部門が自ら実施する場合と、PFIにより実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値の比較により行われる。

公共サービス水準を同一に設定した場合のVFMは、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(PSC: Public Sector Comparator)とPFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値(「PFI事業のLCC」(LCC: Life Cycle Cost))を用い、その差額により、または、以下の計算式に基づいて示されることが多い。

$$\text{VFM}(\%) = \frac{\text{PSC} - \text{PFI事業のLCC}}{\text{PSC}} \times 100$$

また、公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合、PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがある。

#### VFMの評価

VFMの評価は、特定事業の選定時には必ず行われなければならない。その他の段階において行うか否かは、管理者等の判断にゆだねられるが、民間事業者の選定においては、選定しようとする民間事業者の事業計画についてVFMがあることを確認することが適当である。

なお、特定事業選定時、民間事業者選定時それぞれにおいては、以下のとおり、行うことが適当としている。

#### 1) 特定事業選定時

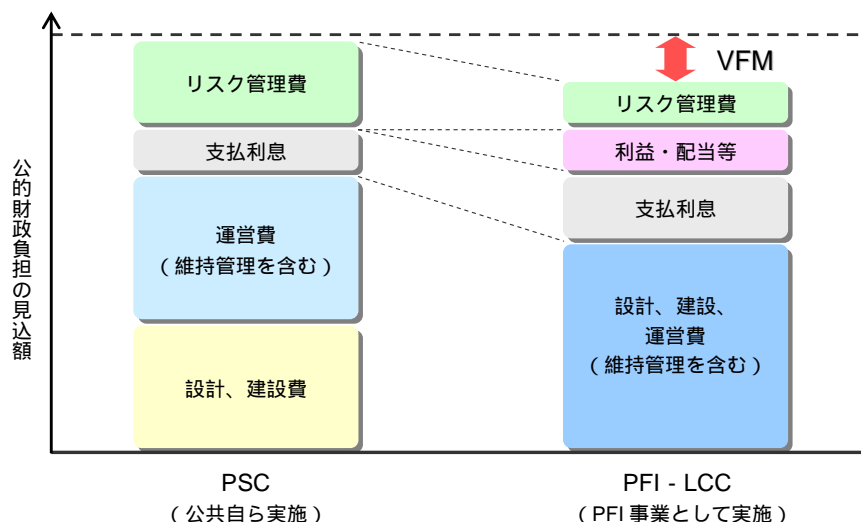
当該事業をPFI事業として行うべきかどうかの選定の基準となる。民間事業者の計画がまだ明らかになっていないことから、公共サービス水準を同一に設定した上でPSCとPFI事業

の LCC をそれぞれ算出し、これらを比較することが基本になる。

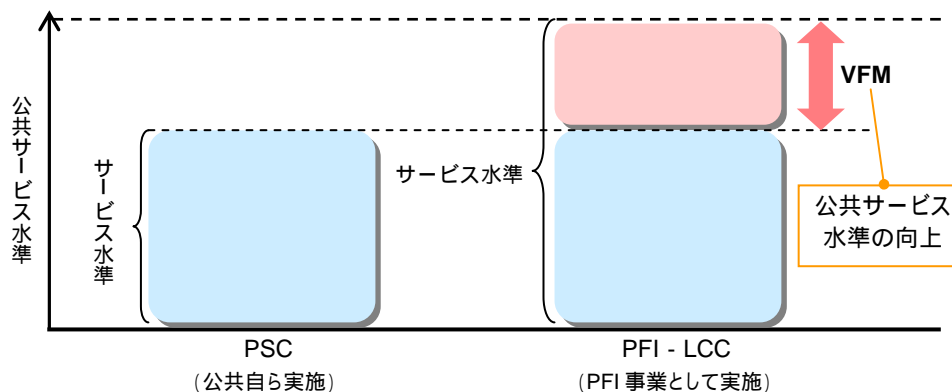
## 2) 民間事業者選定時

落札者の提案金額をもとに、実際のコスト削減効果を測定するために算定される。民間事業者の計画が具体的に明らかである場合、当該計画の公共サービス水準を評価し、これを VFM の評価に加えることができる。この場合、民間事業者の募集に当たり明示された評価基準により評価する。

同一の公共サービスの提供水準の下で評価する場合



PSC と PFI 事業の LCC が等しい前提の下で評価する場合



LCC（ライフサイクルコスト）:

設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に係わるすべての費用  
現在価値化:

事業期間全体の総費用を割引率で割り引いて現在の価値に置き換えること

割引率:

割引率については、「VFM に関するガイドライン」において、リスクフリーレートを用いることが適当との考え方が示されており、例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法があるとされている。

### (3) 官民間での適切な責任及びリスクの分担

事業契約を締結する時点では、事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等、一切の事由を正確には予測し得ず、これらの事由が顕在化した場合、事業に要する支出又は事業から得られる収入が影響を受けることがある。リスクとは、事業の実施にあたり、事業契約の締結時ではその影響を正確には想定できない、不確実性のある事由によって損失が発生する可能性のことをいう。

PFIでは、「リスクを最もよく管理することのできる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、管理者等と選定事業者は、事業契約においてリスクが顕在化した場合の追加的支出の分担を含む措置について、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することが必要である。

#### 1-2-3 PFIの対象施設

PFI法第2条では、PFIの対象となる事業を以下のように規定している。従来、公共部門が自ら整備・運営してきた公共施設等が概ね対象となっている。

以下の各施設（設備を含む）の建設、改修、維持管理もしくは運営、またはこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。

道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

庁舎、宿舍等の公用施設

公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設及び研究施設等



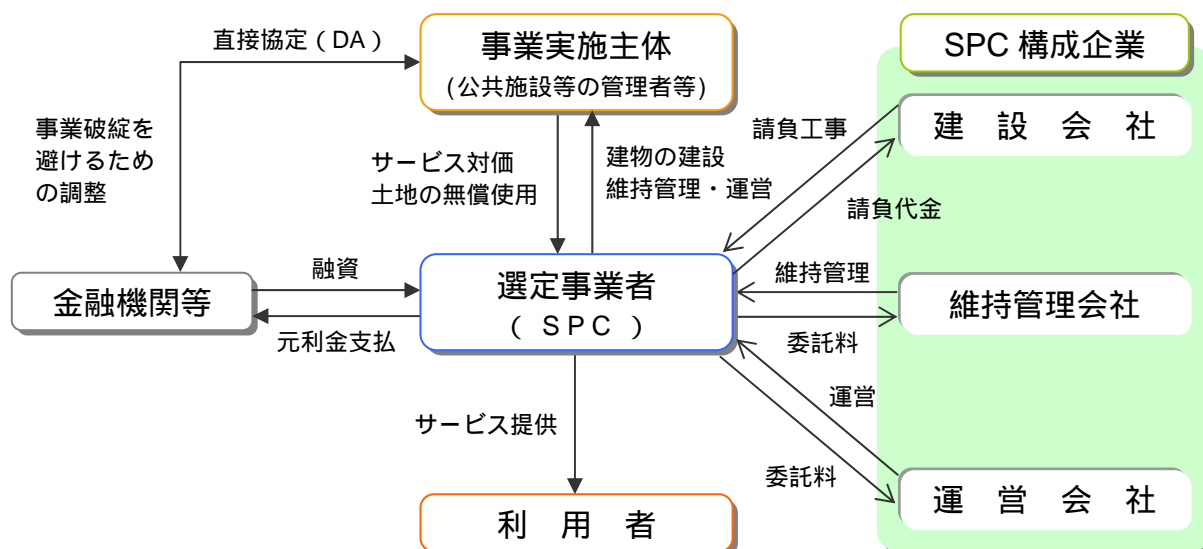
## 1-3 PFIの事業スキーム

### 1-3-1 事業スキーム・事業類型

#### (1) 事業スキーム

一般的な事業スキームは以下のとおりである（図表1-3-1）。

図表 | 1-3-1 PFIの一般的な事業スキーム



PFI 事業では、実際に業務を行う建設会社や維持管理会社等が管理者等の契約の相手方となるのではなく、これらの企業が出資して設立する SPC (Special Purpose Company : 特別目的会社) が契約の相手方となるのが一般的である。

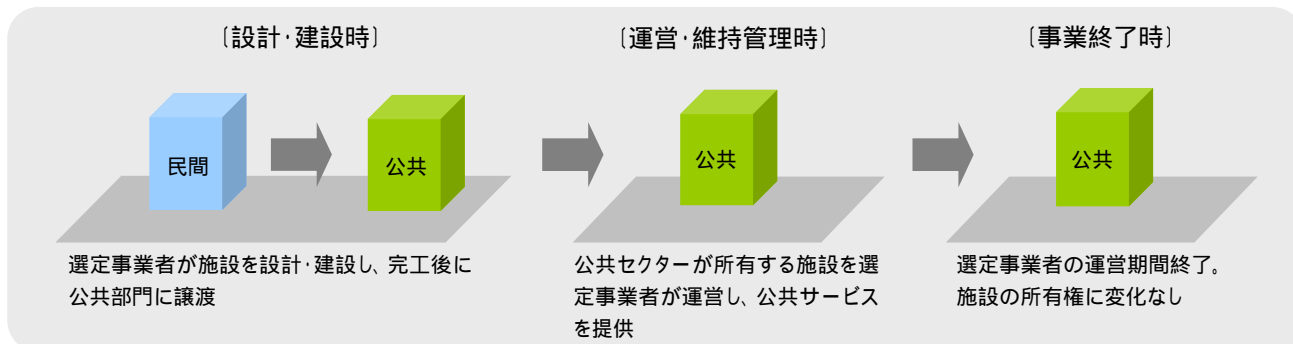
これは、基本方針に示されているとおり、「事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない (独立主義)」という考え方によるものであり、SPC を設立することにより、SPC が実施する PFI 事業に対する出資企業の経営状況等の影響を減殺することが可能となり、PFI 事業を実施するうえで一般的な資金調達方法であるプロジェクトファイナンスを行うことも容易となる。さらに、SPC の設立は、PFI 事業以外のリスクを可能な限り回避したい公共側のニーズにも資することとなる。

#### (2) 所有形態別の類型

事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、PFI の施設の所有形態別の類型は、BTO 方式、BOT 方式、BOO 方式、RO 方式、O 方式等に分類される。

### BTO 方式

BTO 方式とは、「Build-Transfer-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。



### BOT 方式

BOT 方式とは、「Build-Operate-Transfer 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する事業方式である。



### BOO 方式

BOO 方式とは、「Build-Own-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行う点では BOT 方式と同じだが、事業期間終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する点が異なる。

### RO 方式

RO 方式とは、「Rehabilitate-Operate」方式の略で、選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式である。

### O 方式

O 方式とは、「Operate」方式の略で、選定事業者は、施設の設計・建設や保有は行わ

ず、施設の維持管理及び運営のみを事業期間終了時まで行う事業方式である。

### (3) 事業類型

PFI の事業類型には、サービス購入型、いわゆる独立採算型、混合型（サービス購入型といわゆる独立採算型をあわせた形態）がある。これらの事業類型は、官民の係わり方や選定事業者の収入の源泉等の違いに基づいて分類される。

#### サービス購入型

選定事業者は、対象施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、公共部門は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価(サービス購入料)を支払う。選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型である。



#### いわゆる独立採算型

選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型をいう。この場合、公共部門からのサービス購入料の支払いは生じない。ただし、公共部門により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われる場合もある。したがって、厳密に言うところこれらの類型について独立採算型と呼称するのは適切でない。本レポートでは、このような観点から、このような類型を、「いわゆる独立採算型」と呼称することとする。



#### 混合型

選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型をいう。いわば「サービス購入型」と「いわゆる独立採算型」の複合型である。VFMに関するガイドラインに示されている「いわゆるジョイント・ベンチャー型」と同義である。



## 1 - 4 我が国における P F I 制度、支援措置等の概要

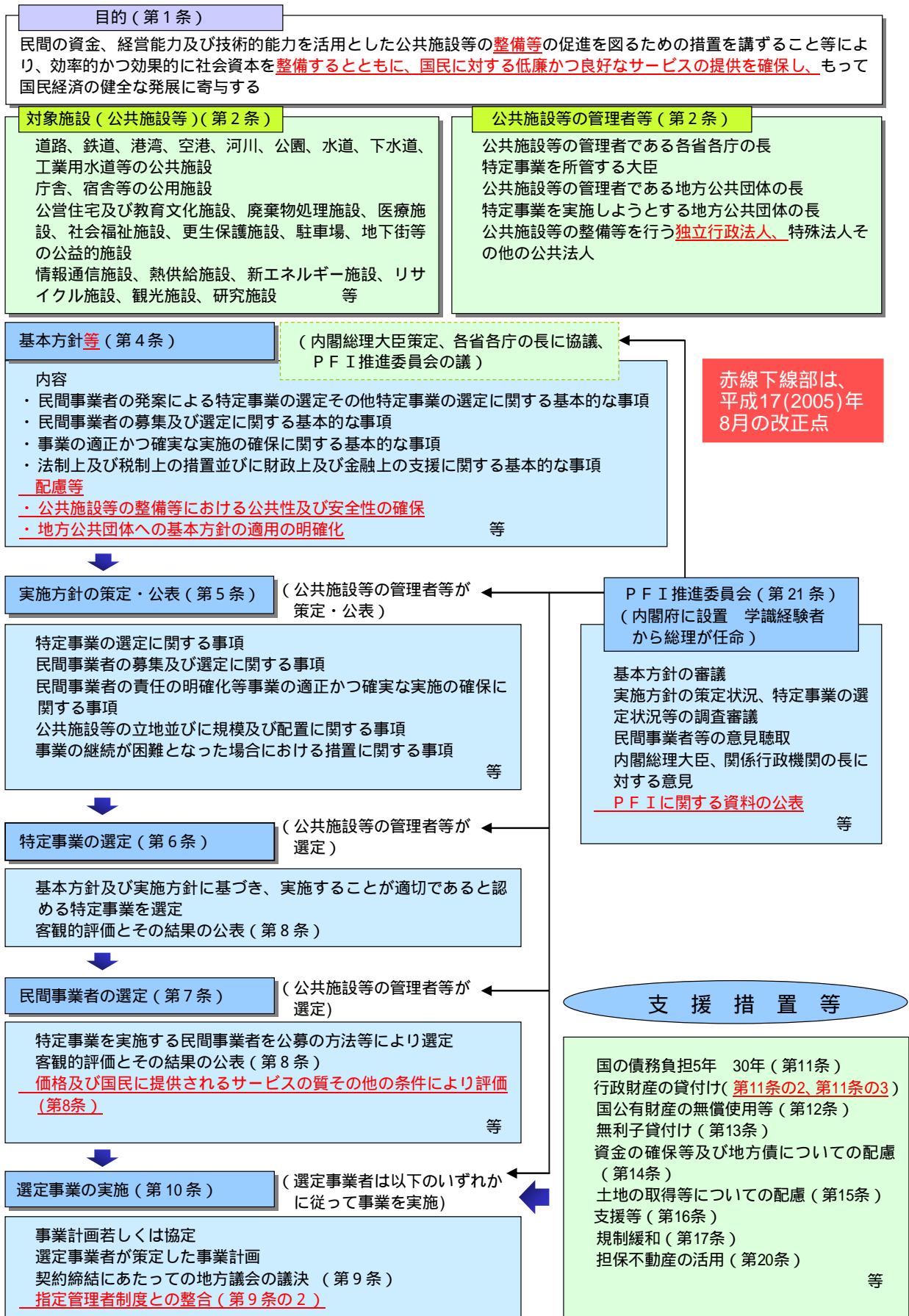
### 1 - 4 - 1 制度の枠組み

#### (1) P F I 法の概要

PFI 法は、PFI の促進を図ることを目的として平成 11 ( 1999 ) 年 7 月 30 日に公布され、同年 9 月 24 日に施行された。その後、二度にわたる改正を経て今日に至っている。

PFI 法には、PFI の基本理念や対象施設、管理者等をはじめ、基本方針、実施方針等、PFI 事業の実施手続に関する事、国公有財産の貸付の特例措置・財政上及び金融上の支援に関する事、PFI 推進委員会に関する事等が規定されている。なお、PFI 法の具体的な概要は図表 1 - 4 - 1 のとおりである。

図表 | 1 - 4 - 1 P F I法の概要



## (2) 基本方針

平成 11 (1999) 年 9 月の PFI 法の施行を受け、内閣総理大臣が、各省各庁の長と協議するとともに、PFI 推進委員会の議を経て、平成 12 (2000) 年 3 月 13 日に総理府告示第 11 号として、PFI の理念とその実現のための方法を示す基本方針を策定した。基本方針は、PFI 事業を進めるに当たっての基本的考え方や、その具体的な実現に当たっての留意事項が示されている。なお、基本方針は、国等が管理者等として行う PFI 事業について主に定めているものであるが、平成 17 (2005) 年の法改正で地方公共団体は基本方針を勘案したうえで、必要な措置を講ずることが明記された。

## (3) ガイドライン

PFI 事業を実施する上での実務上の指針として、5 つのガイドラインが示されている。それぞれのガイドラインにおいて、国が PFI 事業を実施する場合、PFI 法及び基本方針にのっとりつつ、ガイドラインに沿って PFI 事業を実施することが望ましいこと、また、ガイドラインは、国以外の者が実施する PFI 事業においても参考となり得るものであることが明記されている。

### ア 「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」

(平成 13 (2001) 年 1 月) (平成 19 年 6 月改定)

PFI 事業の発案から終了までの PFI 事業の実施に関する一連の手続きについて、7 つのステップに分けてその流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示したものである。

### イ 「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」

(平成 13 (2001) 年 1 月)

PFI 事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示したものである。

「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づくことに留意が必要であること等が記載されている。

### ウ 「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」

(平成 13 (2001) 年 7 月) (平成 20 年 7 月改定)

特定事業の選定等に当たって行われる VFM の評価について解説したものである。

VFM 評価の基本的な考え方等が示されているとともに、VFM 評価における留意事項として、リスクの定量化、適切な調整、現在価値への換算、評価結果の公表等について記載されている。

エ 「契約に関するガイドライン」(平成 15(2003)年 6 月)

事業契約の主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説したものである。

管理者等は、PFI 事業に係る契約の安定性の確保の観点から、選定事業者、コンソーシアム構成企業等多数に及ぶ PFI 事業の関係者に与える影響にも配慮しつつ、継続的かつ安定的な公共サービスの提供等を実現する PFI 事業契約の規定について検討する必要があるとしたうえで、施設の設計及び建設工事に係る事項、施設の維持・管理、運営に係る事項、「サービス対価」の支払等について記載されている。

オ 「モニタリングに関するガイドライン」(平成 15(2003)年 6 月)

PFI 事業においてモニタリング(監視)を検討するうえでの留意事項等を示したものである。

モニタリングの基本的考え方、実施方法、適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法、モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方等が記載されている。

#### 1-4-2 税制上の特例措置

税制上の特例措置としては、個別の事業を所掌している省庁により逐次分野別の特例措置が拡充されてきている。具体的には、港湾公共荷さばき施設等(コンテナ荷さばき施設)、一般廃棄物処理施設、国立大学の校舎について、固定資産税、不動産取得税、都市計画税の課税標準を二分の一とする特例措置が講じられている。さらに、平成17(2005)年度の税制改正でアプリアリに分野を特定せず、BOTプロジェクトであり、公共代替性が強く民間競争のおそれのないもの等一定の要件を満たすものについて、分野別特例措置と同等の税制上の特例措置が認められた。

分野横断的な特例措置(内閣府)

・公共代替性が強く、民間競争のおそれのないもの。なお、平成 17(2005)年 6 月の関係省庁連絡会議申し合せでは、具体的例として以下のものを挙げている。

公立学校(小・中学校)、高等学校(都道府県立)、給食センター、公民館、産業廃棄物処理施設、上水道施設、卸売市場、漁港施設、地方競馬場、都市公園、自然公園、下水道施設、下水道汚泥広域処理施設、警察施設、消防施設、行刑施設、国の機関の事務庁舎 等

分野別の特例措置(国土交通省、環境省、文部科学省)

- ・港湾公共荷さばき施設等(コンテナ荷さばき施設)(国土交通省)
- ・一般廃棄物処理施設(環境省)
- ・国立大学法人の校舎(文部科学省)

### 1-4-3 事業者選定方式

PFI 法では、「公共施設等の管理者等は、特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。」(第7条第1項)と規定されており、公募を原則としている。

また、同法第4条第3項第2号において、基本方針で配慮して定めるべき事項として「民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。」と規定されており、基本方針「二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」で、具体的な留意事項が示されているところである。

さらに、平成17(2005)年の改正により新たに設けられた第8条第2項により、「公共施設等の管理者等は、前条第1項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。」と規定されたところであり、民間事業者の選定にあたっては、原則として価格その他の条件による評価とすることが明確に位置づけられた。

#### (1) 総合評価一般競争入札方式

上記のとおり、今回の改正により、民間事業者の選定にあたっては、原則として価格その他の条件による評価とすることが明確に位置づけられた。

したがって、国の事業の場合、会計法第29条の6第2項、予算決算及び会計令第91条第2項が適用となる、いわゆる総合評価一般競争入札が原則となる。

総合評価一般競争入札は、予定価格の範囲内で申し込みをした者のうち、価格だけではなくその他の条件(維持管理・運営のサービス水準、技術力等)を総合的に勘案し、落札者を決定する方式であり、落札者を決定するための評価値の算定方法としては、価格以外の要素による得点と価格要素による得点を加算する「加算方式」と、価格以外の要素による得点を価格で除算する「除算方式」が挙げられる。

国の事業の場合、予算決算及び会計令第91条第2項により、各省各庁の長が個別案件ごとに財務大臣と協議することとされているが、除算方式であれば個別協議は不要となっている。

一方、地方公共団体の事業については、地方自治法の規定が適用となるが、自治事務次官通知(自治画第67号平成12年3月29日)でも、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札の活用を図ることと通知されている。

地方公共団体については、後ほど触れるとおり、同通知にも示されているが、随意契約に係わる地方自治法の規定の解釈について最高裁判決がでていることもあり、国とは異なる運用がなされている。

また、WTO 政府調達協定が適用となる事業については、同調達協定等により原則として



一般競争入札で行うべきこととされていることから、総合評価一般競争入札で行われるのが一般である。このような事情から政府調達協定が適用となる国、都道府県、政令指定都市の事業は総合評価一般競争入札で行われている比率が高い。

## (2) 公募型プロポーザル方式（随意契約）

民間事業者の選定方式は、(1)にあるように一般競争入札方式によることが原則であるが、会計法令、地方自治法に規定する随意契約方式によることができる要件を充足する場合には、随意契約方式によることが可能である。地方公共団体の事業の場合、随意契約方式による場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することを要するが、自治事務次官通知（自治画第67号平成12年3月29日）において、同条同項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、「普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれにあたる」と解されているところであり（昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決参照）PFI契約についてもこれを踏まえて適切に判断するものとされている。なお、随意契約による場合でも、競争性の担保が必要であり、一般競争入札方式と同様に客観的な評価基準を設定することや、公共サービスの水準等についてやむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保することが必要とされている（PFI事業実施プロセスに関するガイドライン参照）。

このような背景のもと、地方公共団体においては、公募により提案（プロポーザル）をつのり、優先交渉権者を選定し、当該者と随意契約により契約を締結するいわゆる公募型プロポーザル方式が、広く採用されている。

### 1-4-4 国等、地方公共団体の推進体制

国は、関係省庁間における連絡・調整を十分に行うとともに、地方公共団体等との連携を深め、PFIに関する普及・啓蒙活動を積極的に展開する等の具体的な支援を実施している。

内閣府は、PFIの促進に関するものの企画及び立案並びに総合調整に関すること等を行うため、PFI推進室を設置している。また、その他の関係省庁では、公共施設等の管理者等として自らPFI事業の実施を行う一方、関連する地方公共団体等のPFI事業実施においても助言等を行っている。

### **(1) PFI 推進委員会**

PFI 推進委員会は、PFI 法第 21 条に基づき内閣府に設置された組織であり、PFI 事業の実施状況等について調査審議し、必要に応じ内閣総理大臣または国の行政機関の長に意見を述べるができるものとされている。具体的には、国の PFI 事業の促進及び総合調整、国民の PFI 事業に対する理解の促進、PFI 事業に係わる関係者の便宜のための情報提供、国の PFI 事業の総合調整を図る観点からの当該機関に対し適切な助言等の役割を担うものと基本方針に規定されている。

### **(2) 関係省庁連絡会議**

関係省庁連絡会議は、PFI 法の制定を踏まえ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等のより効果的な実施と関係省庁間の円滑な連携を図るため、平成 11 (1999) 年に設置されたものであり、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級職員で構成されている。

また、関係省庁連絡会議のもとに同幹事会が置かれている。同幹事会は、関係省庁の職員で議長の指名する官職にある者（課長級職員）が充てられている幹事により構成されている。

### **(3) 官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会**

PFI、指定管理者制度、市場化テスト等官民連携して公共サービス、公共施設の管理等を行う手法について、その適切な推進を図る観点から相互の連携・協力を図るため、必要な情報交換を行うことを目的として、平成 19 (2007) 年 1 月、各制度を所管する総務省及び内閣府により官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会が設置された。

**(4) 各省庁の窓口一覧**

下記のように各省庁が窓口を設けている。

各省庁	TEL	FAX
内閣府民間資金等活用事業推進室	03-3581-9680	03-3581-9682
公正取引委員会事務総局官房総務課	03-3581-3574	03-3581-1963
警察庁長官官房会計課	03-3581-0141 (代)	03-3581-0633
金融庁総務企画局総務課管理室	03-3506-6147	03-3506-6144
総務省自治行政局地域振興室	03-5253-5533	03-5253-5537
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室	03-3592-7007	03-3592-7009
外務省大臣官房在外公館課	03-5501-8000 (代)	03-5501-8122
財務省理財局国有財産企画課	03-3581-2041	03-5251-2130
文部科学省大臣官房政策課	03-5253-4111 (代)	03-6734-3650
厚生労働省社会保障担当参事官室	03-3595-2159	03-3595-2158
農林水産省大臣官房政策課	03-3502-8111 (代)	03-3508-4080
経済産業省経済産業政策局産業施設課	03-3501-1677	03-3501-6270
国土交通省総合政策局政策課 国土交通省 PFI 相談窓口	03-5253-8111 (代)	03-5253-1548
環境省大臣官房政策評価広報課	03-5251-8326	03-3591-5939
防衛省経理装備局施設整備課	03-3268-3111 (代)	03-5229-2132

(注) 平成 20 年末時点のもの。

## (5) 地方公共団体の推進体制

PFI 事業を実施している地方公共団体には、各庁内で独自の推進体制を整えているものあり、また、地方公共団体によっては、PFI 推進における独自の基本方針やマニュアルを策定しているものもある。

### 都道府県

都道府県	担 当 部 局	TEL	FAX
北海道	企画振興部総務課	011-231-4111 (23-730)	011-232-8924
青森県	総務部財産管理課	017-734-9125	017-734-8014
岩手県	総合政策室経営評価課	019-629-5186	019-629-5514
宮城県	総務部行政経営推進課	022-211-2239	022-211-2297
	総務部市町村課	022-211-2332	022-211-2299
秋田県	知事公室総務課	018-860-1054	018-860-1056
山形県	総務部行政経営改革課	023-630-2523	023-630-2524
	政策推進部市町村支援課	023-630-2918	023-630-3082
福島県	企画調整部地域づくり総室	024-521-7102	024-521-7912
茨城県	総務部行財政改革・地方分権推進室	029-301-2211	029-301-2219
	総務部市町村課	029-301-2472	029-301-2489
栃木県	経営管理部行政改革推進室	028-623-2225	028-623-2228
	総合政策部市町村課	028-623-2113	028-623-3924
群馬県	総務部市町村課	027-226-2212	027-243-2205
埼玉県	企画財政部改革推進課	048-830-2138	048-830-4712
	総務部財政課	048-830-2169	048-830-4713
	企画財政部市町村課	048-830-2691	048-830-4739
千葉県	総合企画部政策企画課	043-223-2206	043-225-4467
	総務部市町村課	043-223-2132	043-223-2132
東京都	財務局経理部総務課	03-5388-2617	03-5388-1275
	総務局行政部区政課	03-5388-2425	03-5388-1257
	総務局行政部市町村課	03-5388-2432	03-5388-1258
神奈川県	総務部財産管理課	045-210-2514	045-210-8811
	総務部市町村課	045-210-3166	045-210-8822
新潟県	知事政策局行政改革推進室	025-280-5079	025-280-5075
	総務管理部市町村課	025-280-5058	025-280-5512
富山県	経営管理部人事課	076-444-8493	076-444-8238
石川県	総務部行政経営課	076-225-1246	076-225-1244
福井県	総務部財産活用課	0776-20-0251	0776-20-0628
山梨県	知事政策局行政改革推進課	055-223-1777	055-223-1320
	総務部市町村課	055-223-1423	055-223-1428
長野県	企画部企画課	026-235-7018	026-235-7471
	総務部市町村課	026-235-7139	026-232-2557
岐阜県	県土整備部建設政策課	058-272-1111 (3646)	058-278-2718
静岡県	総務部管財室	054-221-2124	054-221-2854

都道府県	担当部局	TEL	FAX
愛知県	総務部総務課	052-954-6077	052-954-6901
	総務部市町村課	052-954-6067	052-954-6908
三重県	総務部経営総務室	059-224-2236	059-224-2125
	政策部市町行財政室	059-224-2171	059-224-2371
滋賀県	企画調整課	077-528-3312	077-528-4830
京都府	総務部府有資産活用課	075-414-5433	075-414-5450
大阪府	総務部行政改革課	06-6944-9089	06-6944-1702
	総務部市町村課	06-6944-9110	06-6944-6099
兵庫県	企画県民部新行政課	078-362-4041	078-362-9478
	企画県民部市町振興課	078-362-3096	078-362-3907
奈良県	地域振興部市町村振興課	0742-27-8421	0742-23-8439
和歌山県	企画部計画局企画総務課	073-441-2334	073-422-1812
	総務部総務管理局市町村課	073-441-2191	073-423-2427
鳥取県	企画部政策企画課	0857-26-7131	0857-26-7127
	地域づくり支援局自治振興課	0857-26-7089	0857-26-8129
島根県	政策企画局政策企画監室	0852-22-5090	0852-22-6034
岡山県	総務部行政改革推進室	086-226-7216	086-224-6643
	企画振興部市町村課	086-226-7271	086-221-5394
広島県	総務局財務部財産管理課	082-513-2311	082-224-1235
山口県	総合政策部政策企画課	083-933-2516	083-933-2088
徳島県	企画総務部総合政策局	088-621-2116	088-621-2830
香川県	総務部人事・行革課	087-832-3044	087-806-0214
	政策部自治振興課	087-832-3100	087-831-4358
愛媛県	総務部新行政推進局行政システム改革課	089-912-2238	089-932-2750
	総務部新行政推進局市町振興課	089-912-2213	089-947-4030
高知県	政策企画部企画調整課	088-823-9334	088-823-9255
福岡県	企画・地域振興部総合政策課	092-643-3158	092-643-3160
	企画・地域振興部市町村支援課	092-643-3075	092-643-3078
佐賀県	農林水産商工本部企画経営グループ	0952-25-7251	0952-25-7290
	経営支援本部市町村課	0952-25-7023	0952-25-7261
長崎県	知事公室政策企画課	095-895-2034	095-895-2540
	地域振興部市町振興課	095-895-2134	095-823-4166
熊本県	総務部行政経営課	096-333-2058	096-382-5687
	総務部市町村総室	096-333-2105	096-384-6561
大分県	企画振興部政策企画課	097-506-2028	097-506-1722
	総務部市町村振興課	097-506-2415	097-506-1720
宮崎県	県民政策部総合政策課	0985-26-7607	0985-26-7331
鹿児島県	企画部企画課	099-286-2349	099-286-5525
沖縄県	企画部企画調整課	098-866-2026	098-866-2351

## 政令指定都市

政令指定都市	担 当 部 局	T E L	F A X
札幌市	市民まちづくり局企画部企画課	011-211-2192	011-218-5112
仙台市	企画市民局総合政策部総合計画課	022-214-8031	022-268-4311
さいたま市	総務局改革推進室	048-829-1108	048-829-1998
千葉市	企画調整局政策調整課	043-245-5057	043-245-5476
横浜市	共創推進事業本部共創推進課	045-671-4397	045-664-3501
川崎市	総合企画局企画調整課	044-200-2026	044-200-3798
新潟市	総務部行政経営課	025-226-2437	025-223-1557
静岡市	経営企画局経営企画部経営企画課	054-221-1024	054-221-1295
浜松市	企画部資産経営課	053-457-2534	053-457-2249
名古屋市	総務部総合調整部企画調整室	052-972-2223	052-972-4112
京都市	総務局総務部行政改革課	075-222-3050	075-222-3838
大阪市	計画調整部開発調整部市有地活用担当	06-6208-7824	06-6231-3752
堺市	財政局企画部都市再生・土地活用担当	072-228-7480	072-222-9694
神戸市	企画調整局調査室	078-322-6320	078-322-6051
広島市	企画総務部企画調整部（企画第三担当）	082-504-2746	082-504-2029
北九州市	財政局都市経営戦略室	093-582-2160	093-582-2070
福岡市	財政局財政部財政調整課	092-711-4166 (1513)	092-733-5586

（注）平成 20 年末時点のもの。

## 2 PFI年表

### 平成19(2007)年度の動き

	内閣府等の動き	地方公共団体の主要な動き	事業の進捗状況
平成19(2007)年	4月		【実施方針の公表】 東京大学(海洋研)総合研究棟施設設備等事業 公務員宿舍伏見住宅(仮称)整備事業
	5月 15日	第一回官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会	【実施方針の公表】 にしき園改築及び運営事業 新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業 佐原広域交流拠点PFI事業 公務員宿舍綾瀬川住宅(仮称)整備事業 南部地区小学校等設計・建設・維持管理事業
	24日	民間資金等活用事業推進委員会 第13回総合部会開催	
	6月 7日	PPPI Days 2007(世界銀行)参加	
	15日	民間資金等活用事業推進委員会 第14回総合部会開催	【実施方針の公表】 石巻地区広域行政事務組合養護老人ホーム万生園改築事業 千葉県新港学校給食センター整備事業 岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業 身延町地域情報通信施設整備運営事業 県庁立体駐車場整備事業 仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業
	29日	第14回民間資金等活用事業推進委員会開催 VFM(Value For Money)に関するガイドライン改定 PFI事業実施プロセスに関するガイドライン改定	
	7月 31日	民間資金等活用事業推進委員会 第15回総合部会開催	【実施方針の公表】 枚方市学習環境整備PFI事業 長岡京市立小中学校普通教室等空調と環境提供等事業 野田市リサイクルセンター整備運営事業 公務員宿舍小金井住宅(仮称)整備事業
	8月 9日	民間資金等活用事業推進委員会 第16回総合部会開催	【実施方針の公表】 公務員宿舍東雲住宅(仮称)整備事業 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業
	24日	民間資金等活用事業推進委員会 第17回総合部会開催	
9月 12日	民間資金等活用事業推進委員会 第18回総合部会開催	【実施方針の公表】 横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業 銚子市立銚子高等学校施設整備等事業(仮称)仙台市新高砂学校給食センター整備事業 野々市小学校施設整備事業	
21日	民間資金等活用事業推進委員会 第19回総合部会開催		
10月 11日	第二回官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会		【実施方針の公表】 豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業
18日	民間資金等活用事業推進委員会		

	内閣府等の動き	地方公共団体の主要な動き	事業の進捗状況
	第20回総合部会開催		
平成20(2008)年	11月1日 民間資金等活用事業推進委員会 第21回総合部会開催		【実施方針の公表】 御殿場市学校給食センター(仮称)整備事業 西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業 宮城県消防学校移転整備事業
	9日 民間資金等活用事業推進委員会 第22回総合部会開催		
	15日 第15回民間資金等活用事業推進委員会開催 「PFI推進委員会報告 真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)の実現に向けて」公表		
	21日 「PFIにおける総合評価等入札手続の実態の把握及び今後の在り方に関する調査」公表		
	26日 第2回日韓定期PFI推進交流会議		
	12月		
平成20(2008)年	1月11日 第三回官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会		【実施方針の公表】 黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業
	23日 第16回民間資金等活用事業推進委員会開催		
	2月5日 民間資金等活用事業推進委員会 第23回総合部会開催		【実施方針の公表】 鈴国立循環器病センター青山台宿舍整備等事業 熊本合同庁舎B棟整備等事業 久留米市中央学校給食センター(仮称)整備事業 公務員宿舍若水住宅及び千種東住宅整備事業 甲府地方合同庁舎(仮称)・公務員宿舍甲府住宅(仮称)整備等事業
	21日 「PFIアニュアルレポート(平成18年度)」公表		
	3月25日 第1回PFI事業実施プロセスに関するワーキンググループ開催		
	28日 PFIの現状と課題についてのセミナー - 真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて - 開催		【実施方針の公表】 公務員宿舍稲毛海岸住宅(仮称)整備事業 公務員宿舍津田沼第2住宅(仮称)整備事業 盛岡第2地方合同庁舎(仮称)整備等事業 立川地方合同庁舎(仮称)整備等事業 大津地方合同庁舎(仮称)整備等事業 埼玉県障害者交流センターESCO事業 埼玉県環境科学国際センターESCO事業 公務員宿舍方南町住宅(仮称)整備事業

赤・・・民間資金等活用事業推進委員会の動き



### 3 民間資金等活用事業推進委員会の経緯

委員会名	開催日	検討方針
第1回委員会	H11.10.08	「基本方針案」についての検討
第1回合同部会	H11.10.13	
第2回合同部会	H11.10.19	
第2回委員会	H11.11.16	
第3回委員会	H11.12.01	
第4回委員会	H12.03.10	プロセス・リスク分担・VFM・ガイドラインについての検討・ ヒアリング・論点整理
第5回委員会	H12.03.31	
第3回合同部会	H12.04.07	
第4回合同部会	H12.04.21	
第5回合同部会	H12.05.12	
第6回合同部会	H12.05.19	
第7回合同部会	H12.05.26	
第8回合同部会	H12.06.02	
第9回合同部会	H12.06.09	
第10回合同部会	H12.06.16	
第11回合同部会	H12.07.27	
第12回合同部会	H12.09.05	
第13回合同部会	H13.01.11	
第14回合同部会	H13.01.18	
第6回委員会	H13.01.22	
第15回合同部会	H13.05.30	
第16回合同部会	H13.07.10	
第7回委員会	H13.07.27	P F I 事業化にあたっての課題等を、地方公共団体、民間事業者からヒアリング
第17回合同部会	H13.11.15	
第18回合同部会	H13.12.10	
第19回合同部会	H14.01.23	
第20回合同部会	H14.03.15	
第21回合同部会	H14.04.23	国土交通省の取り組みについてヒアリング
第22回合同部会	H14.05.24	
第23回合同部会	H14.05.29	総務省の取り組みについてヒアリング
第24回合同部会	H14.06.04	財務省、環境省、防衛庁の取り組みについてヒアリング
第25回合同部会	H14.07.11	各省庁へのヒアリング結果の論点整理・対応策
第26回合同部会	H14.09.04	今後の取り組み事項と対応策
第8回委員会	H14.11.14	最近のP F Iの進捗状況について議論

委員会名	開催日	検討方針
第 27 回合同部会	H14.11.14	P F I にかかる資金調達についてヒアリング
第 28 回合同部会	H15.03.25	「契約・モニタリングガイドライン」について検討
第 29 回合同部会	H15.05.22	
第 30 回合同部会	H15.06.23	
第 9 回委員会	H15.06.23	
第 10 回委員会	H15.12.11	P F I の現状について
第 1 回総合部会	H16.01.13	P F I 事業の進捗状況・課題等に関して、地方自治体・民間事業者からのヒアリング
第 2 回総合部会	H16.01.27	
第 3 回総合部会	H16.02.13	
第 4 回総合部会	H16.02.24	委員・専門委員による意見交換
第 5 回総合部会	H16.03.23	P F I 事業に関して、関係省庁・地方公共団体へ調査
第 6 回総合部会	H16.03.29	関係省庁ヒアリング
第 7 回総合部会	H16.04.20	(非公開)
第 8 回総合部会	H16.05.18	(非公開)
第 9 回総合部会	H16.06.01	P F I 推進委員会総合部会中間報告(案)について検討
第 11 回委員会	H16.06.03	
第 12 回委員会	H17.11.07	P F I 法の改正及び P F I 事業の現況及び P F I をめぐる最近の動きについて
第 10 回総合部会	H18.02.09	
第 11 回総合部会	H18.04.07	V F M 評価の在り方について
第 12 回総合部会	H18.08.29	V F M 評価のあり方に係わる検討の今後の進め方について
第 13 回委員会	H18.10.05	P F I 事業の現況等について V F M 評価のあり方に係わる検討について
第 13 回総合部会	H19.05.24	V F M 評価について
第 14 回総合部会	H19.06.15	
第 14 回委員会	H19.06.29	V F M 評価等について P F I 事業の現況等について
第 15 回総合部会	H19.07.31	P F I の現況等について
第 16 回総合部会	H19.08.09	地方公共団体からのヒアリング
第 17 回総合部会	H19.08.24	金融機関からのヒアリング
第 18 回総合部会	H19.09.11	経団連からのヒアリング 関係省庁からのヒアリング
第 19 回総合部会	H19.09.21	P F I の課題に関する今後の方向性について
第 20 回総合部会	H19.10.18	
第 21 回総合部会	H19.11.01	P F I 推進委員会総合部会報告(案)について
第 22 回総合部会	H19.11.09	

委員会名	開催日	検討方針
第15回委員会	H19.11.01	P F I 推進委員会報告 - 真の意味の官民パートナーシップ (官民連携) 実現に向けて - について
第16回委員会	H20.01.23	今後の審議の進め方について
第23回総合部会	H20.02.05	

## 4 関係省庁連絡会議、同幹事会の経緯

会議名	開催日	検討内容
第1回連絡会議	H11.08.10	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議の設置について（関係省庁申合せ） 今後の予定について 平成12年度概算要求・税制要望等について
第1回幹事会	H11.08.26	関連税制改正要望の方法について 平成12年度概算要求・税制改正要望等とりまとめについて
第2回連絡会議	H11.10.05	平成12年度概算要求・税制改正要望等とりまとめについて PFI法関連政令の制定について 民間資金等活用事業推進委員会の開催について
第3回連絡会議	H11.11.10	基本方針について
第2回幹事会	H11.11.25	基本方針について
第3回幹事会	H12.01.27	基本方針について
第4回幹事会	H12.02.23	基本方針について
第4回連絡会議	H12.03.23	基本方針について ガイドラインについて 関係省庁連絡体制等について（関係省庁連絡会議申合せ） PFI事業の推進について
第5回幹事会	H12.04.10	幹事会申合せについて PFI事業の推進について (1)実施方針の雛形の作成スケジュール等調べ (2)民間発案の受け付け等体制整備 (3)PFI事業に適用される具体的財政支援等の明確化 (4)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援 (5)PFI事業事例等の作成等 (6)具体的案件の積極的発掘 今後のガイドライン検討の進め方について
第5回連絡会議	H12.06.13	国の補助金等のPFI事業への適用について 実施方針の雛形の作成について PFI事業例について PFI推進委員会の審議状況について
第6回連絡会議	H13.02.05	中央省庁等改革に伴う関係省庁申合せの一部改正について ガイドラインについて（関係省庁連絡会議申合せ）
第7回連絡会議	H13.09.28	VFMに関するガイドラインについての申合せ（報告） PFI推進委員会の今後の進め方について PFIの推進に向けた取組について

会議名	開催日	検討内容
第6回幹事会	H14.09.20	P F I 推進委員会合同部会の審議状況及び今後の進め方について 平成15年度P F I 関連概算要求とりまとめについて P F I 事業における補助金等の交付の適用状況について
第7回幹事会	H15.03.20	P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きについて (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)
第8回幹事会	H15.06.25	「契約に関するガイドライン - P F I 事業契約における留意事項 について - 」及び「モニタリングに関するガイドライン」について (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)
第9回幹事会	H15.12.10	今後のP F I 推進委員会における審議について (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)
第10回幹事会	H16.02.10	P F I 推進委員会総合部会の審議状況について P F I に関する調査依頼について
第11回幹事会	H16.06.16	「P F I 推進委員会中間報告 - P F I のさらなる展開に向けて - 」 について
第12回幹事会	H17.06.06	地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく 不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について (関係省庁連絡会議申合せ)
第13回幹事会	H18.11.22	P F I 事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)
第14回幹事会	H19.11.20	「P F I 推進委員会報告 - 真の意味の官民のパートナーシップ(官 民連携) 実現に向けて - 」について 「VFM ( Value For Money ) に関するガイドライン」「PFI 事業実 施プロセスに関するガイドライン」改定について (関係省庁連絡会議幹事会申合せ)